

立川市特定生産緑地指定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第10条の2から第10条の6までの規定に基づく特定生産緑地の指定（以下「指定」という。）、指定の期限の延長（以下「延長」という。）等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語は、法、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び立川市生産緑地地区決定基準（平成31年3月18日市長決定。以下「決定基準」という。）において使用する用語の例による。

(指定及び延長の要件)

第3条 指定及び延長の要件は、次のとおりとする。

- (1) 立川都市計画生産緑地地区内（都市計画法第59条第1項から第4項までの規定による認可又は承認を受けている都市計画事業の区域内を除く。）の適正に管理された土地であること。
- (2) 法第10条第1項に規定する申出基準日又は法第10条の3第2項に規定する指定期限日がおおむね3年以内に到来することとなる生産緑地であること。
- (3) 一筆の土地について、現に決定している生産緑地の位置及び規模と一致していること。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、現に決定している生産緑地の規模を下回ることができる。

(指定)

第4条 指定をしようとするときは、次項に該当する場合を除き、生産緑地の所有者（以下「所有者」という。）の意向を確認し、指定の意向のある所有者に特定生産緑地指定申請書（第1号様式）及び特定生産緑地指定同意書（第2号様式）その他必要な書類の提出を求めるものとする。

- 2 所有者が法第10条の4の規定により指定の提案をするときは、特定生産緑地指定提案書（第3号様式）及び特定生産緑地指定同意書その他必要な書類を市長に提出するものとする。
- 3 前条第3号ただし書の場合は、特定生産緑地の区域を明確にするため、所有者は、特定生産緑地指定申請書又は特定生産緑地指定提案書を提出する前に、当該生産緑地の分筆の登記をするものとする。
- 4 第1項の規定による申請又は第2項の規定による提案を受けた場合において、指定をしようとするときは、立川市都市計画審議会の意見を聴き、指定をしたときは、当該特定生産緑地を公示する。

5 前項の規定による公示は、立川市公告式条例（昭和25年立川市条例第12号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うほか、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

（延長）

第5条 前条第1項及び第3項から第5項までの規定は、延長の場合について準用する。

（申請の取下げ）

第6条 第4条第1項の規定により指定の申請をし、又は同条第2項の規定により指定の提案をした所有者が、当該指定がされる前に、当該申請又は提案を取り下げようとするときは、特定生産緑地指定申請書等取下書（第4号様式）及び特定生産緑地指定申請書等取下同意書（第5号様式）を提出するものとする。

（指定の解除）

第7条 特定生産緑地について、当該特定生産緑地の周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況の変化その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、法第10条の6の規定によりその指定を解除し、その旨を公示する。

2 立川都市計画生産緑地地区の削除に伴う指定を解除する日は、当該削除に係る都市計画の決定について告示した日とする。

3 第4条第5項の規定は、第1項の規定による公示について準用する。

（委任）

第8条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、生産緑地地区に関する事項を所管する部長が別に定める。

附 則

この基準は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。